

令和4年度 人権教育の全体計画

江戸川区立第七葛西小学校

人権に関する法令等

日本国憲法
・教育基本法
・学習指導要領
・人権教育及び人権啓発に関する法律
・人権教育・啓発に関する基本計画
・東京都人権施策推進指針
・東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
・人権教育の指導方法等の在り方について
・児童の権利に関する条約

学校の教育目標

人権尊重の精神に基づき、心身ともに健康で知性と感性に富み、社会連帯意識や国際的視野をもった人間性豊かな児童の育成を目指す。

・考える子 ・思いやりのある子 ・じょうぶな子 ・やりぬく子

目標策定の方針

・幼児、児童、生徒の実態
・保護者の願い
・学校運営連絡協議会からの意見等

人権教育の目標

・基礎的・基本的な内容を確実に定着させ、一人一人の資質や能力を十分伸長するように努める。
・偏見や差別の不合理性に気づかせるとともに、同和問題をはじめ様々な人権課題について理解させ、自他を尊重する心情や態度の育成を図る。

目指す児童像

〈低学年〉
優しい心で人や動物に接することができる。
自立的な生活習慣を身につけ、友だちと助け合うことができる。
〈中学年〉
生命のあるものを大切にすることができる。
人の話に耳を傾け、良いと思ったことは進んで取り組み、苦しいことにも耐えて、最後までやりぬくことができる。
〈高学年〉
自他の生命を尊重することができる。
勤労の意義や尊さを知り、進んで国家に役立ち、さらに地球環境のために自分の責任を果たすことができる。

人権教育に関する指導の実態把握

・生活指導の共通理解、実践
・スクールカウンセラーとの連携
・学校・家庭・地域の連携

人権教育を通じて育てたい資質・能力

知識的側面 ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念への理解 ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識	価値的・態度的側面 ・自己についての肯定的態度 ・自他の価値を尊重しようとする意欲や態度	技能的側面 ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 ・協力的・建設的に問題解決に取り組む能力
--	---	---



普遍的な視点からの取り組みと個別的な視点からの取り組み

・生命がかけがえないものであることを知り、自他の生命を尊重する心情や態度の育成を行う。
・様々な人権課題に関わる差別意識の解消を目指して指導する。

学年・学級経営

・人権教育に関わる学級経営の目標を設定し、具現化する。
・一人一人の個性や能力を生かし、学級の一員としての存在感を味わえるようにする。
・学級における人権上の課題の解決を図り、望ましい人間関係を育成する。
・言語環境の適正化を図り、教育環境を整備する。
・家庭・地域社会等との連携・協力を図り、信頼関係を深める。

日常的な指導

・学級目標を作る際には、人権教育を視野に入れる。
・掲示物の内容や取り扱いには配慮する。

教科等の指導

〈国語〉適切に表現する能力を育成し、伝えあう力を高めるとともに、思考力を養う。
〈社会〉民主的・平和的な国家・社会の形成者として、必要な公民的資質を養う。
〈算数〉筋道を立てて考える能力を高める。
〈理科〉科学的な見方や考え方を養い、生命を尊重する態度を育てる。
〈道徳〉思いやりの心を持ち、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす心情や態度を養う。
〈特別活動〉協力してより良い生活を築こうとすると自主的・実践的な態度を育てる。

人権教育の年間指導計画作成のための方針

・教師と児童の信頼関係を築く。・児童一人一人のよさを認める。・児童が主体的に参加できる交流活動や体験活動などを積極的に取り入れる。

教職員の研修

・生活指導研修会
・教育委員会における研修会

校種間の連携

・近隣の中学校と連携を図り、人権教育の系統的・継続的な実践に努める。

家庭地域との連携

・学校公開、道徳地区授業公開講座
・保護者会
・学校説明会